

一方、県民の水洗化志向は根強いものがあり、今後とも浄化槽の設置基数は年々増加していくものと予想されます。

浄化槽は、製造、施工、保守点検、清掃、使用が適正に行われていてこそ、その機能を発揮するものであることから、設置者、施工業者、維持管理業者等に対する意識の啓発が不可欠です。

こうしたことから、関係団体等との連携を図り、生活排水対策セミナーなどの講習会を定期的実施するとともに、法定検査の励行並びに立入調査等を通じた維持管理指導に努めることとしています。

また、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画に、生活排水処理計画を盛り込むことが市町村に義務付けられており、引き続き、生活排水処理の有効な施設である合併処理浄化槽の整備を一層推進する必要があります。

2 産業廃棄物の現状と対策

(1) 現状

① 産業廃棄物の発生状況

平成22年度の県内における産業廃棄物の発生量は、8,504千トンと推計されます。

業種別の排出状況は、表2-10に示すとおり、農業系廃棄物が約6,024千トンで最も多く、次いで製造業系975千トン、建設業系882千トンと続き、以下、鉱業、サービス業の順となっています。種類別の排出量は、表2-11に示すとおり、動物のふん尿が6,013千トンで最も多く、次いでがれき類735千トン、汚泥706千トンと続き、以下、廃酸（焼酎粕など）、動植物性残さ、木くずの順となっています。

② 産業廃棄物の処理状況

動物のふん尿については、そのほとんどが肥料として利用されており、農業を除く汚泥やがれき類等については、中間処理によって約1,653千トンが減量化され、直接又は中間処理された後、再利用されるものが約4,359千トンとなっています。

③ 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物の処理施設としては、産業廃棄物の減量化、安定化、無害化等を行うための中間処理施設と産業廃棄物の最終処分場などがあり、県内の施設の設置状況は表2-12に示すとおりであり、中間処理施設が445か所、最終処分場が32か所となっています。

中間処理施設では、木くず又はがれき類の破碎施設が280か所と最も多く、全中間処理施設の半数以上を占め、次いで汚泥の脱水施設が75か所などとなっています。

また、最終処分場ではがれき類など安定5品目を処分する安定型最終処分場が31か所とそのほとんどを占め、汚泥等を処分する管理型最終処分場は自社専用施設の1か所となっています。

表2-10 産業廃棄物の業種別排出量（推計）

（単位：千トン）

年 度		平成13年度	平成17年度	平成22年度
種 類				
農 業		5,683	5,925	6,024
鉱 業		170	184	104
建 設		1,390	840	882
製 造		1,153	1,277	975
運 輸・通 信		4	7	3
電 気・ガ ス・水 道		16	17	9
サ ー ビ ス		44	70	12
そ の 他		611	447	496
合 計		9,071	8,767	8,504

表2-11 産業廃棄物の種類別発生量（推計）

（単位：千トン）

年 度		平成13年度	平成17年度	平成22年度
種 類				
燃 料		7	9	5
汚 泥		1,029	887	706
廃 油		11	16	20
廃 酸		308	532	360
廃 アルカリ		44	31	11
廃 プラスチック類		28	30	53
紙 類		9	6	5
木 質		102	114	119
織 物		0	0	1
動 植物性 残 滓		390	242	230
金 属		33	51	56
ガラス、コンクリート及び陶磁器類		40	45	47
鉱 さい		147	88	101
ば れ き		1,215	782	735
動 物 の 糞 尿		1	0	0
動 物 の 死 体		5,667	5,915	6,013
動 物 の 死 体		10	6	6
そ の 他 の 産 業 廃 棄 物		-	-	2
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物		30	13	18
合 計		9,071	8,767	8,504

表2-12 産業廃棄物処理施設設置状況

（単位：件）

年 度		平成18年度	平成24年度
処理施設			
中 間 処 理 施 設	汚 泥 の 脱 水 施 設	85(15)	75(10)
	汚 泥 の 乾 燥 施 設	3(0)	3(0)
	汚 泥 の 焼 却 施 設	3(0)	6(3)
	廃 油 の 油 水 分 離 施 設	4(1)	4(1)
	廃 油 の 焼 却 施 設	3(0)	6(3)
	廃 酸・廃アルカリの中和施設	12(2)	8(1)
	廃プラスチック類の破碎施設	13(2)	28(4)
	木くず又ははがれき類の破碎施設	246(48)	280(51)
	廃プラスチック類の焼却施設	11(5)	8(4)
	そ の 他 の 焼 却 施 設	22(6)	19(7)
コンクリート固型化施設	1(0)	1(0)	
シ ー ン の 分 解 施 設	8(0)	7(0)	
小 計	411(79)	445(84)	
最 処 理 場	安 定 型 最 終 処 分 場	35(11)	31(10)
	管 理 型 最 終 処 分 場	1(0)	1(0)
	遮 断 型 最 終 処 分 場	0(0)	0(0)
	小 計	36(11)	32(10)
合 計	447(90)	477(94)	

（ ）は、鹿児島市分で内書

④ 産業廃棄物処理業の許可状況

産業廃棄物は、排出事業者の責任において適正に処理しなければなりません。自ら処理できない場合は、知事等の許可を受けた専門の処理業者に委託して処理することができることとされています。

産業廃棄物の処理業者として知事又は鹿児島市長の許可を有する者（許可の数）は表2-13、表2-14のとおりであり、平成24年度末で知事の許可が2,392件、鹿児島市長の許可が589件、合計して2,981件となっています。

許可の種類別にみると、知事許可、鹿児島市長許可とも収集・運搬業が圧倒的に多く、合計して2,644件と全許可件数の約90%を占めています。

表2-13 産業廃棄物処理業の許可状況（1）（知事許可分）

業種	年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
	収集運搬業		1,980	2,039	2,046	2,056	2,030	2,097
処分業	中間処理のみ	234	228	234	231	230	243	241
	最終処分のみ	11	10	8	6	6	7	7
	中間処理+最終処分	19	19	18	18	16	12	10
計		2,244	2,296	2,306	2,311	2,282	2,359	2,392

表2-14 産業廃棄物処理業の許可状況（2）（鹿児島市長許可分）

業種	年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
	収集運搬業		989	1,027	1,043	1,068	1,033	692
処分業	中間処理のみ	68	68	71	70	67	68	69
	最終処分のみ	4	4	3	2	2	3	4
	中間処理+最終処分	9	6	6	7	7	7	6
計		1,070	1,105	1,123	1,147	1,109	770	589

(2) 対策

① 鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針

社会経済活動の活発化に伴って大量に発生する多種多様な産業廃棄物を県民の理解と信頼を得ながら適正に処理し、良好な生活環境の保全と健全な経済活動の発展を図るため、総合的な産業廃棄物行政推進の指針として、平成9年12月に「鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針」を策定しました。

(主な内容)

ア 産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進

イ 県内完結型の産業廃棄物処理の推進

(ア) 県内処理体制の整備等

a 安定型最終処分場の整備促進

b 管理型最終処分場の整備促進

c 中間処理施設の整備促進

d ミニ処分場の適正化

e 最終処分を目的とした県外産業廃棄物搬入の抑制

(イ) 産業廃棄物処理の適正化

(ウ) 排出事業者処理責任の確立

(エ) 不法投棄対策の推進

ウ 普及啓発及び産業廃棄物処理施設に関する情報公開の推進

② 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱

産業廃棄物処理施設の設置に係る問題等に適切に対処するため、平成3年4月1日に「鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」を制定しています。

(指導要綱の規定内容)

ア 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議の実施

イ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議の実施

ウ 不法投棄対策

エ 事故時の措置

オ この指導要綱を遵守しない場合の勧告及び公表

③ 立入調査及び収去試験

金属等（有害物質）を含む産業廃棄物は、環境保全上重大な影響を及ぼすおそれがあることから、最終処分場や焼却施設等については、定期的な立入調査を行った上で処理体制の把握に努めるとともに、それぞれ浸出水や燃え殻等について収去試験を実施しています。

なお、平成24年度の収去試験実施状況は表2-15のとおりです。

表2-15 収去試験実施状況（平成24年度）

業種等	試料名	検体数	事業所
産業廃棄物最終処分場	浸透水	20	20
	浸出水	2	1
中間処理施設・排出事業者	汚泥	8	7
周辺環境影響調査	地下水、井戸等	12	2
焼却施設ダイオキシン類調査	ばいじん、燃え殻	16	16
合計		58	46

④ 不法投棄防止対策の強化

廃棄物の不法投棄等（不適正処理）の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定め、産業廃棄物等の不法投棄防止に対する県民への啓発を図るとともに、関係部局・機関との協調のもと集中的な監視パトロールを実施し、不法投棄の早期発見、早期対応並びに廃棄物の適正処理指導に努めています。

平成24年度においても、県警本部、第十管区海上保安本部、(社)鹿児島県産業廃棄物協会と合同による不法投棄防止パトロール出発式の実施や(社)鹿児島県環境保全協会との産業廃棄物の不法投棄等の情報提供等に関する協定の締結、ラジオCM、新聞広告、ポスター作成、広報番組等の取組を実施しました。

⑤ 啓発活動

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図っていくためには、排出事業者・処

理業者のみでなく広く県民の理解と協力を得ることが不可欠であることから、講習会、研修会、広報紙等を通じて産業廃棄物に関する知識の普及に努めています。

⑥ 特定の産業廃棄物対策

ア 家畜排せつ物

本県における産業廃棄物の発生量の約7割を占める家畜排せつ物については、現在、約8割がたい肥化处理や農地還元等により農業利用され、その他は浄化处理等により、おおむね適正に処理されています。

しかし、一方、悪臭や水質汚濁など畜産経営に起因する苦情は依然として散見され、地域環境と調和した環境保全型畜産を確立する必要があることから、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく県計画を策定して、適正処理及び利用の促進のための取組を行っています。

イ 焼酎粕

本県における焼酎粕の処理対策については、通常の污水处理施設では対応が難しいこと、発生量が季節的に大きく変動することなどの問題があり、現在、陸上プラントによる処理、農地還元、畜産飼料化などの方法で処理されています。

焼酎粕については、有効利用と適正処理の両面から対応策について検討を行い、地域の諸条件に応じた適正な処理がなされるよう県酒造組合を通じて、県内焼酎製造業者に対し依頼しています。

なお、平成24酒造年度（平成24年7月～平成25年6月）では、320千トンの発生量に対して、214千トン(66.7%)が陸上プラント等、55千トン(17.3%)が農地還元、51千トン(16.0%)が飼料の方法で処理されており、平成22酒造年度から海洋投入による処理は0（ゼロ）となっています。

ウ 医療廃棄物

医療廃棄物の処理については、感染性廃棄物処理マニュアル等に基づき、排出事業者に対して、管理体制の充実、分別の徹底、処理処分の適正化、マニフェスト制度の運用などの指導を行い、適正処理の推進に努めています。

エ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

PCBは、昭和43年に発生したカネミ油症事件後その毒性が社会問題化し、昭和47年に製造及び製品への使用が中止となり、その後長期間にわたり処理が行われず、結果として保管が続いている状況にありましたが、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、PCB廃棄物を所有する事業者に対し、保管状況の届出のほか、一定期間内における適正な処分が義務づけられました。

平成16年4月に、国の管理のもとPCB廃棄物の処理を行う機関として「日本環境安全事業株式会社」が設立され、平成16年から全国5か所でその処理が開始され、本県分のPCB廃棄物については、北九州市に整備された広域処理施設において、西日本17県分（中国、四国、九州）と併せて処理が行われているところです。

また、近年、PCBを使用していないとされていた電気機器等の一部から微量のPCBに汚染された絶縁油の存在が明らかとなり、これらが廃棄物（以下「微量PCB廃棄物」という。）となったものが、広域処理施設での処理対象ではな

いことから、その性状等を踏まえた処理体制について、廃棄物処理法の一部改正等が行われ、現在、認定等を受けた処理施設において処理が行われています。

本県では、国のPCB廃棄物処理基本計画に即し、「鹿児島県PCB廃棄物処理計画」を定めPCB廃棄物（微量PCB廃棄物は除く）は、北九州PCB廃棄物処理事業の処理終了期限である平成26年度末まで、また、微量PCB廃棄物については平成28年7月までを処理計画期間としています。

なお、平成24年度末においてPCB廃棄物は331事業所で、うち微量PCB廃棄物は153事業所で保管されています。

⑦ その他の対策

ア 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進

産業廃棄物は、発生形態が複雑で種類も多種多様であり、排出の抑制や減量化，リサイクルが進んでいないものもあります。

そのため、より一層産業廃棄物を資源として有効利用し、環境に対する負荷を軽減するために、産業廃棄物税による税収を活用して、排出事業者等が行うリサイクル等に資する施設整備や研究開発に対して助成を行い、産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルを推進します。

イ 県外産業廃棄物の搬入抑制

九州各県の排出事業者からの県外産業廃棄物の搬入については、これまでの地域的・経済的つながりを考慮して、知事が特に認めたときに限り搬入を認めることとしています。最終処分を目的とした搬入については、地元市町村長の意見を聴いて適切に対応することとしています。

その他の地域の排出事業者からの搬入については、原則として認めないこととしています。

3 公共関与による管理型最終処分場（エコパークかごしま（仮称））の整備

薩摩川内市川永野地区において実施した立地可能性等調査の結果を踏まえ、安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の建設が可能であると判断し、平成20年9月に同地区を整備地として決定し、平成21年度に基本計画，基本設計を行い、平成22年10月に事業主体である財団法人鹿児島県環境整備公社が、設計・施工業者を決定しました。

また、平成23年1月に関係自治会と基本協定や環境保全協定，地域振興策に関する協定書の締結を行い、同年3月には財団法人鹿児島県環境整備公社に対し、廃棄物処理法に基づく施設設置許可を行いました。

さらに、平成23年7月には、財団法人鹿児島県環境整備公社が建設工事に着工するとともに、平成24年1月までに関係4自治会と基本協定，環境保全協定及び地域振興策に関する確認書を締結しました。

関係自治会の住民の方々に対しては、管理型処分場について理解をいただくため、施設の概要などについて、自治会ごとの説明会の開催や建設現場の視察などを実施しました。

薩摩川内市民の方々に対しては、環境整備公社だよりの配布などにより、管理型処分場の安全性等について啓発に努めています。

第3節 海岸漂着物対策の推進

1 海岸漂着物の現状

本県の海岸線延長は約2,643kmで、北海道、長崎県に次いで全国第3位の長さです。そのうち、約1,000kmが本土の海岸線であり、残りは離島の海岸線が占めています。

近年、海岸への漂着ごみの被害が、全国的に問題となっており、本県においても、大量の漂着ごみが確認されています。（表2-16）

また、漂着物の中には、液体の残った廃ポリタンクや医療廃棄物、鉛などの重金属を含んだ漁具（特定漁具）などの危険物も確認されています。（表2-17）

表2-16 海岸漂着物量の推計（平成22年度調査）

市町村数	人工物	自然物 (流木・灌木)	人力で回収が 困難な流木	漂着総数 (推計)
30	2,211m ³	5,992m ³	866m ³	9,069m ³
	441 t	3,364 t	517 t	4,322 t

表2-17 廃ポリタンク等漂着個数（平成24年度 環境省）

区分	廃ポリタンク	医療廃棄物	特定漁具
総数	329	5,879	41,761
うち韓国語表記	6	359	1,385
うち中国語表記	2	575	29,841
うち英語表記	0	0	0
うち日本語表記	1	1,565	0
うちロシア語表記	0	0	0
うち内容有り	5	—	—
内容物等	不明	—	—
漂着した市町村	指宿市，西之表市，指宿市，喜界町	指宿市，西之表市，奄美市，始良市，大崎町，和泊町，与論町	西之表市，奄美市，始良市，喜界町，与論町，和泊町

2 海岸漂着物対策

県では、平成21年に「鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、海岸漂着物の効果的な回収処理の方法や、普及啓発の方法などの協議を行っています。

平成24年3月には、「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、海岸管理者、県、市町村などの役割等を定め、今後はこの計画に沿って、海岸漂着物対策を推進していくこととしています。

第4節 フロン対策の推進

1 オゾン層の破壊

地上10～50kmぐらいのところにあるオゾン層は、太陽から降り注ぐ有害な紫外線を吸収し、地上の生物を守る役割を果たしています。

電子部品の洗浄剤やエアコンの冷媒などに広く使用されているフロン等が機器の廃棄時等に大気中へ放出されることにより、オゾン層が破壊され、有害な紫外線による生態系への影響が懸念されています。

2 オゾン層の保護

市町村によるフロン回収が平成6年に始まり、平成7年に高圧ガスや冷凍・空調、家電、自動車の関係団体、行政からなる「鹿児島県フロン対策推進協議会」が設置され、平成10年度から、県内を巡回して回収を行うフロン巡回回収システム、平成12年9月からフロン回収協力店制度などにより、自主的にフロンの回収、破壊が実施されてきましたが、平成13年6月にフロン回収・破壊法が制定されるなど法制度が整備されたことから、フロン対策推進協議会は、平成15年3月をもって解散しました。

なお、家庭用冷蔵庫等のフロン回収については、平成13年4月から家電リサイクル法に基づきメーカーにより処理がなされ、また、業務用冷凍空調機器のフロンについては平成14年4月から、使用済み自動車のカーエアコンのフロンは、平成14年10月からフロン回収・破壊法、平成17年1月からは自動車リサイクル法に引き継がれて回収、破壊されています。

さらに現在、回収率が3割程度にとどまっている業務用冷凍空調機器からのフロン回収率の向上を図るため、機器廃棄時の回収行程を管理する制度の導入や機器整備時の回収義務を明確化した、改正フロン回収・破壊法が平成19年10月から施行されています。